

大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第3条から第6条までに定めるところによる外郭団体への関与及び監理（以下「外郭団体への関与及び監理」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次項に規定するもののほか、条例の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 所属 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、危機管理監の内部組織及び区役所をいう。
 - (2) 所管所属 外郭団体を所管する所属をいう。
 - (3) 市退職者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であつて、職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）第6条の規定による勤続期間が20年以上であつた者又は離職前に同条例第3条第3項に規定する職に就いていた者をいう。

(外郭団体監理業務の分掌)

- 第3条 所管所属は、所管する外郭団体（以下「所管団体」という。）の運営状況（組織、人員、財務及び事業計画等の状況をいう。以下同じ。）を適切に把握し、本市の外郭団体に対する方針及び団体の経営計画に沿った運営が行われるよう、本市の関与に応じて必要な指導・調整を行う。
- 2 総務局は、外郭団体の監理に関する業務（以下「監理業務」という。）について、総合的な指導・調整を行う。ただし、特定団体の再建監理に関する事項については、市政改革室が行う。

(外郭団体監理委員会)

- 第4条 所管所属の長（教育委員会事務局にあつては教育次長。以下「所管所属長」という。）は、所管団体の運営状況を適切に把握し、監理業務を着実に遂行するため、所管所属に外郭団体監理委員会（以下「監理委員会」という。）を置く。
- 2 監理委員会は、所管団体の運営状況を適切に把握し、監理業務に必要な事項に関する検討・調整を行う。

- 3 監理委員会は、前項の検討・調整を行うため必要があると認めるときは、所管団体の運営状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 4 監理委員会の委員長は、所管所属長とする。

(監理主幹)

第5条 所管所属長は、所管所属に監理主幹を置き、課長及びこれに準ずる者の中から選任する。

- 2 監理主幹は、所管団体の運営状況を適切に把握し、その運営が適正になされるよう監理業務を行う。
- 3 監理主幹は、監理委員会の庶務を行う。

(所管所属長との事前協議事項)

第6条 外郭団体は、次に掲げる事項を処理する場合には、事前に所管所属長と協議を行わなければならない。

- (1) 組織再編（会社法（平成17年法律第86号）に定める合併、会社分割、株式交換及び株式移転をいう。）等及び解散に関する事
 - (2) 中期経営計画の策定及び改定に関する事
 - (3) 定款の変更に関する事
 - (4) 事業の譲渡及び譲受に関する事
 - (5) 他団体の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）への出資又は出えんに関する事
 - (6) 資本金等の額の変更に関する事
 - (7) 多額の借財に関する事
 - (8) 新規事業の実施及び事業の廃止に関する事
 - (9) 役員の増加、減少及び選任に関する事
 - (10) 役員報酬に関する事（「大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン」に掲げる額を超える場合に限る。）
 - (11) 顧問・相談役等の委嘱及び市退職者との有期契約の締結に関する事
 - (12) 職員の採用に関する事（職員採用計画の策定を含む。）
 - (13) 職員の給与及び退職手当に関する事（市職員水準を上回る場合に限る。）
 - (14) 職員（市退職者に限る。）の年齢上限を超える在職に関する事
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、団体の運営に係る重要な事項に関する事
- 2 所管所属長は、前項各号に掲げる事項について所管団体と協議を行う場合は、監理委員会を開催し必要な検討・調整を行うものとする。

(総務局長との事前協議事項)

第7条 所管所属長は、前条第1項各号に掲げる事項については、事前に総務

局長と協議を行わなければならない。

- 2 所属長（教育委員会事務局にあっては教育次長、危機管理監の内部組織にあっては危機管理監。以下同じ。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項については、事前に総務局長と協議を行わなければならない。
 - (1) 外郭団体の指定
 - (2) 外郭団体の指定解除
 - (3) 外郭団体への市の関与に係る重要な事項に関すること
- 3 総務局長は、第1項に定める協議を行う事項のうち特に外部有識者の意見を聴くことが有益と認める事項並びに前項第1号及び第2号に掲げる事項については、大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 総務局長は、前項に定めるもののほか、特に外部有識者の意見を聴くことが有益と認める事項については、評価委員会の意見を聴くものとする。
- 5 総務局長は、第1項及び第2項に定める協議を行う事項のうち、前2項の規定により評価委員会の意見を聴くことを要しないものについて、事後に評価委員会に報告するものとする。

（報告事項）

- 第8条 所管所属長は、次に掲げる所管団体の運営状況等について、総務局長に報告しなければならない。
- (1) 年次経営状況のうち総務局長が定める事項
 - (2) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 監事又は監査役の監査報告及び会計監査人の監査報告に関する事項
 - (4) 基本的諸規程の整備及び改廃等に関する事項
 - (5) 解散に伴う清算に関する事項
 - (6) 事件・事故等に関する事項
 - (7) 所管団体が報道発表等により公表を行う事項

（外郭団体の総括監理）

- 第9条 総務局長は、第7条第1項及び第2項の協議を行うに際し、必要な事項については人事室長及び財政局長と調整を行い、取扱いを決定するものとする。
- 2 総務局長は、外郭団体の監理に係る連絡調整を図るため、随時、関係する所属長を招集して監理会議を行う。
 - 3 総務局行政部法人担当課長は、効果的・効率的に外郭団体の監理を行うため、随時、監理主幹を招集して監理主幹会議を行う。
 - 4 総務局長は、必要に応じて、外郭団体の監理について、行政委員会事務局長の助言を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外郭団体への関与及び監理に関する事項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 大阪市外郭団体監理要綱（平成18年3月30日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。